

大牟田市長

「大牟田市災害時要配慮者名簿」の提供に関する同意確認について

大牟田市では、災害発生時に自分で避難することが困難で、特に支援を要する方を把握するため、大牟田市災害時要配慮者名簿（以下、「名簿」という。）を作成しています。（災害対策基本法第49条の10）

この名簿作成の対象となっている災害時要配慮者（※1）の要件に該当されている方は、氏名等が名簿に掲載されており、災害時には名簿を活用した避難支援等が行われる場合があります。

つきましては、平時から避難支援等関係者（※2）への名簿の提供及び個別避難計画の作成、並びに災害発生時の避難支援の希望の有無について、「大牟田市災害時要配慮者名簿」の提供に関する同意書をご記入の上、大牟田市役所（防災危機管理室）へご提出いただきますようお願いいたします。

※1 災害時要配慮者とは、要介護 3・4・5、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかに該当される方です。

※2 避難支援等関係者（名簿を提供する関係者、関係団体）

大牟田市消防団、大牟田警察署、民生委員・児童委員、大牟田市社会福祉協議会、介護支援専門員、自主防災組織、その他の避難支援等関係者

【問い合わせ先】

大牟田市役所 防災危機管理室

電 話：0944-41-2894 F A X：0944-41-2893

E-mail：e-bousaikk01@city.omuta.fukuoka.jp

大牟田市災害時要配慮者支援制度について

運用イメージ

平常時

災害時

災害時要配慮者



情報共有の同意確認
避難計画の記入依頼

情報共有の
同意

大牟田市



情報共有
名簿の提供

避難支援等関係者



平常時の
声かけ等



避難の声かけ
安否確認等



平常時から避難支援等関係者へ情報提供しておくことで災害時にスムーズな声かけや安否確認等に繋がります。

災害時は、避難支援等関係者も被災する場合などがあり、必ずしも避難支援ができるとは限りません。

日頃から、ご自身でも災害に備えていただき、地域や近隣の方と積極的に繋がりを持つことで、災害時に助け合える関係づくりの構築に務めていただきますようお願いいたします。